

平成十九年法律第五十七号

株式会社日本政策金融公庫法

目次

- 第一章 総則(第一条―第五条)
- 第二章 役員及び職員(第六条―第十条)
- 第三章 業務(第十一条―第二十七条)
- 第四章 財務及び会計(第二十八条―第五十七条)
- 第五章 雑則(第五十八条―第六十六条)
- 第六章 罰則(第六十七条―第七十四条)

第一章 総則

(目的)

第一条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、一般の金融機関が行う金融を補充することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 生活衛生関係営業者 前条に規定する国民一般のうち、生活衛生関係営業(生活衛生関係の営業として政令で定める営業をいう。以下同じ。)を営む者であつて、生活衛生同業組合その他の政令で定めるものをいう。
- 二 農林漁業者 農業(畜産業及び養蚕業を含む。)、林業、漁業若しくは塩業(以下「農林漁業」という。)を営む者又はこれらの者の組織する法人(これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつて、いか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で農林漁業の振興を目的とするものを含む)をいう。
- 三 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 資本金の額又は出資の総額が三億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円)以下

の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人)以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業(以下「中小企業特定事業」という。)を営むもの(口の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)

- ロ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、中小企業特定事業を営むもの
- ハ 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員の三分の二以上が中小企業特定事業を営む者であるもの
- ニ 協業組合であつて、中小企業特定事業を営むもの
- ホ 商工組合及び商工組合連合会であつて、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員が中小企業特定事業を営むものであるもの
- ヘ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であつて、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員の三分の二以上が中小企業特定事業を営む者であるもの
- ト 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円)以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人)以下の従業員を使用する者であるもの
- チ 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員である酒類製造業者の三分の二以上が三

億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員である酒類販売業者の三分の二以上が五千万円(酒類卸売業者については、一億円)以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(酒類卸売業者については、百人)以下の従業員を使用する者であるもの

リ 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

四 特定資金 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な資金であつて政令で定めるものをいう。

五 危機対応業務 特定資金の貸付け、特定資金に係る手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受け、特定資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得又は特定資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受け(以下「特定資金の貸付け等」という。)のうち、公庫からの信用の供与を受け行うものをいう。

(株式の政府保有)

第三条 政府は、常時、公庫の発行済株式の総数を保有していなければならない。

(政府の出資)

第四条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に出資することができる。

公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、当該出資された額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)」とする。

3 公庫は、第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第四十一条に定める経理の区分

に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

(名称の使用制限)

第五条 公庫でない者は、その名称中に日本政策金融公庫という文字を用いてはならない。

第二章 役員及び職員

第六条 役員等(取締役及び監査役をいう。以下同じ。)の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 公庫の代表取締役又は代表執行役の選定及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員等の欠格条項)

第七条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、公庫の役員等となることのできない。

(役員等の兼職禁止)

第八条 公庫の役員等(非常勤の者を除く。以下この条において同じ。)は、公庫以外の営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣が役員等としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

(役員等、会計参与及び職員の秘密保持義務)

第九条 公庫の役員等、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がその職を退いた後も、同様とする。

(役員等、会計参与及び職員の地位)

第十条 公庫の役員等、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務(同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあつては、当該資金を調達するために新たに発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五

に係る事業を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割については主務大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務に係る事業を承継した法人は、指定金融機関の地位を承継する。

3 第十六条及び第十七条第一項の規定は、前二項の認可について準用する。

(業務規程の変更の認可等)
第二十條 指定金融機関は、業務規程を変更しよ

うとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が危機対応業務の適正かつ確実な遂行上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(協定)
第二十一條 公庫は、危機対応円滑化業務につ

いては、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容を含む協定(以下この条、附則第二十八條、第四十五條及び第四十六條において「協定」という。)を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 指定金融機関は、次条第一項の規定による主務大臣の定めに従つて危機対応業務を行うこと。

二 第十一條第二項第二号に掲げる業務に係る取引(次号において「特定取引」という。)が行われる場合において、指定金融機関は、主務大臣が定めるところにより金銭を支払い、これに対して、公庫は、指定金融機関の危機対応業務に係る債務の弁済がなされないこととなつた場合において、その弁済がなされないこととなつた額に主務大臣が定める割合を乗じて得た額に相当する金銭を支払うこと。

三 指定金融機関は、公庫と特定取引を行う場合において、公庫から当該特定取引に係る金銭の支払を受けた後も、当該支払に係る債権の回収に努めること。

四 指定金融機関は、前号の規定により回収を行ったときは、当該回収により取得した資産に相当する額に係る部分の額として主務大臣が定めるところにより計算した金額を公庫に納付すること。

五 指定金融機関は、定期又は臨時に、その財務状況及び危機対応業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

六 前各号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う危機対応業務及び公庫が行う危機対応円滑化業務の内容及び方法その他の主務省令で定める事項

2 公庫は、協定を締結しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(危機対応円滑化業務の実施)
第二十二條 主務大臣は、第十一條第二項の規定

による認定を行うときは、当該認定の対象となるべき指定金融機関の危機対応業務及び公庫の危機対応円滑化業務について、対象とすべき事業、実施期間その他これらの業務の実施に關して必要な事項として主務省令で定める事項を定めなければならない。

2 公庫は、前項の規定による主務大臣の定めに従つて危機対応円滑化業務を行わなければならない。

3 主務大臣は、第十一條第二項の規定による認定を行ったときは、その旨及び第一項の規定による定めの内容を指定金融機関及び公庫に通知するとともに、官報で公示しなければならない。

(帳簿の記載)
第二十三條 指定金融機関は、危機対応業務につ

いて、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(監督命令)
第二十四條 主務大臣は、この法律を施行するた

め必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、危機対応業務に關し監督上必要な命令をすることができ

る。

(業務の休廃止)
第二十五條 指定金融機関は、危機対応業務の全

部若しくは一部を廃止しようとするとき、又は危機対応業務を開始した場合において、当該危機対応業務の全部若しくは一部を休止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

3 指定金融機関が危機対応業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)
第二十六條 主務大臣は、指定金融機関が次の各

号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて危機対応業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十六条第四項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 指定の時点において第十六条第五項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

三 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は危機対応業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の取消し等に伴う業務の終了)
第二十七條 指定金融機関について、第十八條第

一項及び第二十五條第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は前条第一項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行つた危機対応業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

第四章 財務及び会計
(事業年度)
第二十八條 公庫の事業年度は、毎年四月一日に

始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(予算の作成及び提出)
第二十九條 公庫は、毎事業年度、その予算を作

成し、主務大臣を経由して、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に關する書類

二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

四 その他当該予算の参考となる書類

3 前項第一号の事業計画及び資金計画においては、別表第一号及び第二号の下欄に掲げる

資金ごとの貸付予定額並びに同表第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付予定額の合計額が明らかになるようにしなければならない。

4 第一項の予算の作成及び提出の手續については、財務大臣が定める。

第三十條 財務大臣は、前条第一項の規定により

予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。

2 内閣は、前条第一項の予算について、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

3 前項の規定により国会に提出する予算には、前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(予算の形式及び内容)
第三十一條 公庫の予算は、予算総則及び収入支

出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

一 次に掲げる業務ごとの政府からの借入金金の限度額

イ 第十一條第一項第一号の規定による別表第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務があつては、別表第一号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定

によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

ロ 第十一條第一項第一号の規定による別表第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務があつては、別表第一号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号

の規定によるこれらの業務の利用者に対する

資金ごとの貸付予定額並びに同表第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付予定額の合計額が明らかになるようにしなければならない。

区別して定めることが困難であるときは、当該金額と合算して定めることができる。

3 政府は、第一項の規定によるほか、公庫が社債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

第五十六條 公庫は、次の方法による場合を除く

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 財政融資資金への預託
- 三 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金
- 四 譲渡性預金証書の保有
- 五 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託
- 六 コール資金の貸付け
- 七 前各号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

第五十七條 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、公庫の財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 雜則

第五十八條 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

第五十九條 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人（第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。）に対して報告をさせ、又はその

職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、危機対応業務に關し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六十條 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、前条第一項又は第二項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 この法律に規定する主務大臣の権限（第一項の規定により内閣総理大臣に委任されたものを除く。）は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。（定款）

第六十一條 公庫の定款には、会社法第二十七條各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手續及び要件に關する事項を記載し、又は記録しなければならない。

2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に關する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。

一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。

二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることのないよう十分に配慮すること。

3 公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。

（合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の譲渡及び譲受け並びに解散）

第六十二條 公庫を当事者とする合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに公庫の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章、第四章第一節及び第四章の二の規定にかかわらず、別に法律で定める。（金融商品取引法等の適用除外等）

第六十三條 公庫が、第十一条第一項若しくは第二項又は第五十三條の規定により、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、同法第二十九條の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合において、第十一条第一項に規定する業務及び第五十三條各号に掲げる行為を行うときは、公庫を金融商品取引法第二條第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款並びに第二節第一款（第三十五條、第三十五條の二、第三十六條の二から第三十六條の四まで、第三十七條第一項第二号、第三十七條の三第一項第二号、第三十七條の七、第三十八條第七号及び第三十八條の二を除く）、第七款及び第八款の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。

3 公庫が別表第二第三号に掲げる業務（中小企業特定金融機関等（同表の注（7）に規定する中小企業特定金融機関等をいう。）からの特定中小企業社債の取得を行う業務に限る。）を行う場合における金融商品取引法の適用については、当該中小企業特定金融機関等が行う行為は、同法第二条第八項第九号に規定する有価証券の私募の取扱いに該当するものとみなす。

4 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

- 一 公庫が貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）から主務省令で定

めるところにより特定中小企業貸付債権を譲り受け、当該特定中小企業貸付債権について特定信託（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第五項に規定する外国信託業者のうち、同条第六項に規定する外国信託会社以外の者への信託を除く。）をする場合貸金業法第二十四條の規定

二 公庫が主務省令で定めるところにより特定中小企業貸付債権（貸金業者が行う貸付に係るものに限る。）に係る債務の一部の保証を行う場合（貸金業法第十六條の二第三項、第十七條第三項から第五項まで、第二十四條の二並びに第二十四條の六の十第二項（貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に係る部分を除く。）及び第四項（貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に係る部分を除く。）の規定

第六十四條 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 役員及び職員その他管理業務に關する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
- 二 第十一條第一項第一号の規定による別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同表第一号に掲げる業務にあつては別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあつては別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に關する事項 財務大臣
- 三 第十一條第一項第一号の規定による別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同表第一号に掲げる業務にあつては別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業

務にあつては別表第一第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣及び厚生労働大臣

四 第十八条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 農林水産大臣及び財務大臣

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号及び第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号まで掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第三号から第八号の三までに掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

六 削除
七 危機対応円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。
(協議)
第六十五条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

一 第六条の規定による認可をしようとするとき。
二 第八条ただし書の規定による承認をしようとするとき。
三 第六十一条第三項の規定による認可をしようとするとき。
(内閣総理大臣等への通知)

第六十六条 主務大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣その他の政令で定める大臣に通知するものとする。
一 第十一条第二項の規定による指定（第十八条第一項の指定の更新を含む。）
二 第十九条第一項及び第二項並びに第二十条第一項の認可
三 第二十条第二項、第二十四条及び第二十六条第一項の規定による命令
四 第二十六条第一項の規定による指定の取消

2 主務大臣は、第二十五条第一項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣その他の政令で定める大臣に通知するものとする。
第六章 罰則

第六十七条 第二十六条第一項の規定による危機対応業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第六十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第二十三条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
二 第二十四条の規定による命令に違反したとき。
三 第五十九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十九条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第七十条 第二十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その違反

行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
第七十一条 第五十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公庫の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又は受託法人の役員若しくは職員は、三十万円以下の罰金に処する。
第七十二条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。
一 第六十七条 三億円以下の罰金刑
二 第六十八条第一号又は第三号 二億円以下の罰金刑
三 第六十八条第二号又は第七十条 各本条の罰金刑

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。
一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 この法律の規定により主務大臣に届出をしなかつたとき。
三 第十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
四 第四十九条第四項の規定に違反して社債を発行したとき。

五 削除
六 第五十六条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。
七 第五十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。
第七十四条 第五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。
附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第六十三条第一項から第五項までの規定 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十

八年法律第六十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
二 第六十三条第六項の規定 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第一百五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
三 附則第四十五条の規定 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
四 附則第四十六条の規定 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
五 第五十条第三項及び附則第四十二条から第四十四条までの規定 平成二十年十月一日（調整規定）

第二条 信託法の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、信託法の施行の日の前日までの間における第五十四条第一項及び別表第二の注（12）の規定の適用については、同項中「（一）について信託法（平成十八年法律第八号）第三条第一号に掲げる方法による信託（信託会社等（別表第二の注（11）に規定する信託会社等）をいう。）との間で同号に規定する信託契約を締結する方法によるものに限る。）をし」とあるのは「一を信託会社等（別表第二の注（11）に規定する信託会社等（別表第二の注（11）に規定する信託会社等）をいう。）に信託し」と、同表の注（12）中「信託会社等」との間で掲げる方法による信託（信託会社等）の間で同号に規定する信託契約を締結する方法によるものに限る。」と、同条第三号に掲げる方法による」とあるのは「信託会社等への」とする。
(設立委員)
第三条 主務大臣は、設立委員を命じ、公庫の設立に關して発起人の職務を行わせる。
2 主務大臣は、前項の規定により設立委員を命じようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。
第四条 設立委員は、定款を作成して、主務大臣の認可を受けなければならない。
2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣及び防衛大臣に協議しなければならない。
第五条 公庫の設立に際して発行する株式に關する次に掲げる事項及び公庫が発行することがで

八年法律第六十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
二 第六十三条第六項の規定 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第一百五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
三 附則第四十五条の規定 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
四 附則第四十六条の規定 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
五 第五十条第三項及び附則第四十二条から第四十四条までの規定 平成二十年十月一日（調整規定）

きる株式の総数は、定款で定めなければならない。この場合において、第三号に掲げる事項は、第四十一条及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十九年法律第五十八号）第五十四条（同法附則第一条第二号に規定する改正規定を除く。）の規定による改正前の駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）以下「旧駐留軍再編特別措置法」という。第十八条に定める經理の区分に従い、第四十一条各号に掲げる業務及び駐留軍再編促進金融業務（旧駐留軍再編特別措置法第十六号第一項に規定する駐留軍再編促進金融業務をいう。以下同じ。）に係る勘定ごとに整理しなければならない。

一 株式の数（公庫を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあつては、その種類及び種類ごとの数）
 二 株式の払込金額（株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）
 三 資本金並びに資本準備金及び次条第二項に規定する公庫の経営改善資金特別準備金の額に関する事項

2 公庫の設立に際して発行する株式については、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、その発行に際して附則第八条の規定により国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行（以下「国民生活金融公庫等」という。）が出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）」とする。

第六條 公庫は、その設立に際し、別表第一第一号の下欄に掲げる資金のうち小規模事業者の経営の改善発達を支援するための資金として政令で定めるものの第十一号第一項第一号の規定による貸付けに係る業務の円滑な運営を確保するため、第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に経営改善資金特別準備金を設け、これに当該勘定に属する資本準備金のうち政令で定める金額を充てるものとする。
 2 前項の規定により第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に設けられる経営改善資金特別準備金は、公庫の経営改善資金特別準備金とする。

準備金は、公庫の経営改善資金特別準備金とする。
 （株式の引受け）
 第七條 公庫の設立に際して発行する株式の総数は、国民生活金融公庫等が引き受けるものとし、設立委員は、これを国民生活金融公庫等に割り当てるものとする。
 2 前項の規定により割り当てられた株式による公庫の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。
 （出資）
 第八條 国民生活金融公庫等は、公庫の設立に際し、公庫に対し、国民生活金融公庫等の解散の日の前日において現に政府から国民生活金融公庫等に出資されている出資額（国民生活金融公庫にあつては当該額に附則第十四条の規定により政府から出資があつたものとされた金額を加えた額とし、国際協力銀行にあつては独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十号）による改正前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）以下「改正前国際協力銀行法」という。）第二十三条第一項に規定する国際金融等業務に係る出資額とす。に相当する財産（附則第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項の規定により国が承継する資産を除く。）を、それぞれ出資するものとする。

（創立総会）
 第九條 公庫の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第七条第一項の規定による株式の割当後」とする。
 第十條 附則第八条の規定により国民生活金融公庫等が行う出資に係る給付は、附則第四十二条の規定の施行の時に行われるものとし、公庫は、会社法第四十九条の規定にかかわらず、その時に成立する。

第十條 附則第八条の規定により国民生活金融公庫等が行う出資に係る給付は、附則第四十二条の規定の施行の時に行われるものとし、公庫は、会社法第四十九条の規定にかかわらず、その時に成立する。
 第十一條 公庫は、会社法第九十一条第一項の規定にかかわらず、公庫の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。
 （政府への無償譲渡）
 第十二條 国民生活金融公庫等が出資によって取得する公庫の株式は、公庫の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

2 前項の規定により政府に無償譲渡される公庫の株式は、政令で定めるところにより、一般会計又は財政投融资特別会計に帰属するものとする。
 （会社法の適用除外）
 第十三條 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、公庫の設立については、適用しない。
 （国民生活金融公庫の解散等）
 第十四條 附則第四十二条の規定による廃止前の国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）以下「旧国民生活金融公庫法」という。）第二十二條の第二項及び第三項の規定による政府の無利子貸付金のうち政令で定める金額は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の時において返済されたものとし、その返済されたものとされた政府の無利子貸付金の額に相当する金額が、その時において、政府の一般会計から国民生活金融公庫に対し出資されたものとする。

第十五條 国民生活金融公庫は、公庫の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において公庫が承継する。公庫の成立の際現に国民生活金融公庫が有する権利のうち、公庫が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、公庫の成立の時において国が承継する。
 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
 4 国民生活金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、国民生活金融公庫の解散の前日に終わるものとする。
 5 国民生活金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、旧国民生活金融公庫法第二十一条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第十八条第一項（監事の意見に係る部分に限る。）及び第十九条第一項（監事の意見に係る部分に限る。）に係る部分を除き、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、旧国民生活金融公庫法第二十一条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第十七条中「毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日」

とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十年十一月三十日」と、同法第二十条中「翌年度の十一月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。
 6 国民生活金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る旧国民生活金融公庫法第二十二條の規定による損益計算上利益が生じたときの国庫への納付については、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、同条第一項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」と、同条第二項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成二十年度」とする。
 7 第一項の規定により国民生活金融公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
 （農林漁業金融公庫の解散等）
 第十六條 農林漁業金融公庫は、公庫の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において公庫が承継する。公庫の成立の際現に農林漁業金融公庫が有する権利のうち、公庫が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、公庫の成立の時において国が承継する。
 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
 4 農林漁業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、農林漁業金融公庫の解散の前日に終わるものとする。
 5 農林漁業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、附則第四十二条の規定による廃止前の農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号。以下「旧農林漁業金融公庫法」という。）第二十二條の規定による公庫の予算及び決算に関する法律第十八条第一項（監事の意見に係る部分に限る。）及び第十九条第一項（監事の意見に係る部分に限る。）に係る部分を除き、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、旧農林漁業金融公庫法第二十二條の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第十七条中「毎事業年

とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十年十一月三十日」と、同法第二十条中「翌年度の十一月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。
 6 国民生活金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る旧国民生活金融公庫法第二十二條の規定による損益計算上利益が生じたときの国庫への納付については、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、同条第一項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」と、同条第二項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成二十年度」とする。
 7 第一項の規定により国民生活金融公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
 （農林漁業金融公庫の解散等）
 第十六條 農林漁業金融公庫は、公庫の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において公庫が承継する。公庫の成立の際現に農林漁業金融公庫が有する権利のうち、公庫が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、公庫の成立の時において国が承継する。
 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
 4 農林漁業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、農林漁業金融公庫の解散の前日に終わるものとする。
 5 農林漁業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、附則第四十二条の規定による廃止前の農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号。以下「旧農林漁業金融公庫法」という。）第二十二條の規定による公庫の予算及び決算に関する法律第十八条第一項（監事の意見に係る部分に限る。）及び第十九条第一項（監事の意見に係る部分に限る。）に係る部分を除き、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、旧農林漁業金融公庫法第二十二條の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第十七条中「毎事業年

の額は、公庫のすべての勘定に属する利益準備金の額の合計額とする。

(根抵当権に関する経過措置)

第二十二條 国民生活金融公庫等がその解散の時に有する根抵当権(元本の確定前のもに限る。)は、当該解散の時に存する債権のほか、公庫がその成立の後に取得する債権を担保する。

2 前項の根抵当権に関し、当該根抵当権の設定者は、担保すべき元本の確定を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつたときは、担保すべき元本は、国民生活金融公庫等の解散の時に確定したものとみなす。

4 第二項の規定による請求は、当該解散の日から二週間を経過したときは、することができない。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第二十三條 附則第十五條第一項、第十六條第一項又は第十七條第一項の規定により公庫が承継する次の各号に掲げる債券に係る債務について政府がした当該各号に定める保証契約は、その承継後においても、当該債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約のうち外資受入法第二條の規定によるものに係る次に掲げる債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

一 旧国民生活金融公庫法第二十二條の三第一項の国民生活債券 旧国民生活金融公庫法第二十二條の四又は外資受入法第二條の規定による保証契約

二 旧農林漁業金融公庫法第二十四條の二第一項の農林漁業金融公庫債券 旧農林漁業金融公庫法第二十四條の三の規定による保証契約

三 旧中小企業金融公庫法第二十五條の二第一項の中小企業債券 旧中小企業金融公庫法第二十五條の三又は外資受入法第二條の規定による保証契約

2 前項の国民生活債券、農林漁業金融公庫債券及び中小企業債券については、公庫の社債とみなして、第五十二條の規定を適用する。

3 農林漁業金融公庫が附則第四十二條の規定の施行前に行った資金の貸付け(農林漁業金融公庫が同条の規定の施行前に受けた申込みに係る資金の貸付けで、公庫が附則第三十七條第一項第三号の規定により行うものを含む。)に係る

利率、償還期限及び据置期間については、なお従前の例による。

第二十四條 削除

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二十五條 この法律の施行の際現にその名称中に日本政策金融公庫という文字を用いている者については、第五條第一項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(国内金融業務の方法に関する経過措置)

第二十六條 設立委員は、第十二條の規定の例により、国内金融業務の方法を定め、主務大臣の認可を受けることができる。

2 前項の規定により認可を受けた国内金融業務の方法は、公庫の成立の時に於いて、第十二條の規定により公庫が定めて認可を受けた国内金融業務の方法とみなす。

(危機対応円滑化業務実施方針に関する経過措置)

第二十七條 設立委員は、第十五條の規定の例により、危機対応円滑化業務実施方針を定め、主務大臣の承認を受けるとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の規定により承認を受けた危機対応円滑化業務実施方針は、第十五條の規定により公庫が定めて承認を受けた危機対応円滑化業務実施方針とみなす。

(協定に関する経過措置)

第二十八條 設立委員は、第二十一條の規定の例により、主務大臣の認可を受けて、協定を締結することができる。

2 前項の規定により認可を受けて締結した協定は、公庫の成立の時に於いて、第二十一條の規定により公庫が認可を受けて締結した協定とみなす。

(事業年度に関する経過措置)

第二十九條 公庫の最初の事業年度は、第二十八條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成二十一年三月三十一日に終わるものとする。

(準備行為)

第三十條 国民生活金融公庫等は、国民生活金融公庫法第一條、農林漁業金融公庫法第一條、中小企業金融公庫法第一條及び国際協力銀行法第一條の規定にかかわらず、公庫がその成立の時に於いて業務を円滑に開始するために必要な第四十一條第七号に掲げる業務に係る準備行為その他の準備行為を行うことができる。この場合

において、次の各号に掲げる者が行う準備行為についての監督その他の規定の適用については、当該各号に定める業務とみなす。

一 国民生活金融公庫 国民生活金融公庫法第十八條第一号に掲げる業務

二 農林漁業金融公庫 農林漁業金融公庫法第十八條に規定する業務

三 中小企業金融公庫 中小企業金融公庫法第二十三條の二第一号に掲げる業務

四 国際協力銀行 国際協力銀行法第四十一條第一項第一号に掲げる業務

(非課税)

第三十一條 附則第十五條第一項、第十六條第一項、第十七條第一項及び第十八條第一項の規定により公庫が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

(業務の特例)

第三十二條 公庫は、第十一條に規定する業務のほか、当分の間、農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)第二條第一項に規定する発電に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金の貸付けを行うことができる。

2 前項の業務は、この法律の適用については、第十一條第一項第一号の規定による別表第一第八号の下欄のネに掲げる資金の貸付けの業務とみなす。

第三十三條 公庫は、当分の間、第十一條第一項第一号(別表第一第八号に係る部分に限る。)の規定による農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)附則第八項に規定する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

第三十四條 公庫は、当分の間、第十一條第一項第一号(別表第一第八号に係る部分に限る。)の規定による林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第六條第二項の協定に係る資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの償還期限は三十五年以内、据置期間は二十年以内で公庫が定める。

第三十五條 別表第五の貸付金の種類の欄に掲げる資金についての第十二條第四項の規定の適用については、当分の間、同表の利率の欄中「年三分五厘」とあるのは「年三分五厘以内で主務大臣の定める利率」と、「年五分」とあるのは「年五分以内で主務大臣の定める利率」と、「年六分五厘」とあるのは「年六分五厘以内で主務大臣の定める利率」と、「年七分五厘」とあるのは「年七分五厘以内で主務大臣の定める利率」と、「年四分五厘」とあるのは「年四分五厘以内で主務大臣の定める利率」とする。

第三十六條 公庫は、第一條及び附則第三十二條に規定する業務のほか、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十五号)附則第二條の規定による改正前の中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第四百六十六号)以下「改正前の廃止法」という。附則第八條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた保険関係に係る改正前の廃止法第一條(第二号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の機械類信用保険法(昭和三十六年法律第五百十六号)第十一條に規定する業務を行う。

2 前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第十一條第一項第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第三十六條第一項に規定する業務」と、第十二條第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第三十六條第一項に規定する業務」と、第十四條第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務並びに附則第三十六條第一項に規定する業務」と、第三十一條第三項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第三十六條第一項に規定する業務」と、第四十一條第五号中「同項第五号」とあるのは「附則第三十六條第一項に規定する業務並びに第十一條第一項第五号」と、第六十四條第一項第五号中「同項第五号」とあるのは「附則第三十六條第一項に規定する業務並びに第十一條第一項第五号」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣(附則第三十六條第一項に規定する業務に係る事項については、経済産業大臣)」と、第七十

規定による指定を受けたものとみなされたときは、その一とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 株式会社日本政策投資銀行法附則第五条に規定する設立委員（以下「銀行設立委員」という。）は、株式会社日本政策投資銀行が附則第一条第五号に定める日において危機対応業務を円滑に開始するために必要な前項の規定により読み替えて適用する第十六条第二項の認可の申請及び第二十一条第一項に規定する協定の締結その他の準備行為をすることができ、

3 前項の規定により銀行設立委員がした認可の申請を受けた主務大臣は、第一項の規定により読み替えて適用する第十六条第二項の規定の例により、その認可をすることができ、この場合において、銀行設立委員が同項の規定の例により、その認可を受けたときは、附則第一条第五号に定める日において株式会社日本政策投資銀行が同項の規定により認可を受けたものとみなす。

4 第二項の規定により銀行設立委員が第二十一条の規定の例により締結した協定は、附則第一条第五号に定める日において株式会社日本政策投資銀行が第二十一条の規定により締結した協定とみなす。

（株式会社国際協力銀行法の制定に伴う経過措置）
第四十六条の二 株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）附則第十二条第一項の規定により株式会社国際協力銀行が公庫の義務を承継したときは、当該承継の時において発行されている全ての同法附則第四十六条の規定による改正前の第四十九条及び第五十条の規定により発行された社債に係る債務については、公庫及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずる。

2 前項の社債の債権者は、公庫又は株式会社国際協力銀行の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
（公庫の業務の在り方の検討）
第四十七条 政府は、公庫の成立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、公庫が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、第十一条の規定による別表第一第十四号に掲げる資金の貸付けの業務そ

他の公庫の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、公庫の成立後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案しつつ、指定金融機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成一六年六月九日法律第八八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第三百三十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後に行われる行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一六年二月一〇日法律第一六五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則（平成一八年二月二〇日法律第一一五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から三まで 略
- 四 第四条、第五条、第七条及び第八条の規定並びに附則第十七条から第二十八条まで、第二十九条第三項、第三十五条、第四十六条、

第四十七条、第五十一条から第五十三条まで及び第六十三条の二の規定 施行日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成一九年五月二五日法律第五八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第五十四条（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法附則第一条にただし書を加える改正規定及び同法附則一条を加える改正規定に限る。）の規定 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の施行の日又は株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の施行の日いずれか遅い日

附則（平成一九年五月三〇日法律第六七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、この法律の施行の日又は株式会社日本政策金融公庫法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附則（平成二〇年六月二日法律第六二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二二年六月二四日法律第五八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一及び二 略
- 三 第一条中金融商品取引法第三十七条の六の次に一条を加える改正規定、同法第三十八条、第四十五条第一号、第五十九条の六、第六十条の十三及び第六十六条の十四第一号口の改正規定、同法第七十七条に一項を加える改正規定、同法第七十七条の二に一項を加える

改正規定、同法第七十九条の十三の改正規定並びに同法第五十六条の三十一の次に一条を加える改正規定、第二条中無尽業法目次の改正規定（第十三条を一「第十三条ノ二」に改める部分に限る。）、同法第九条の改正規定及び同法第二章第十三条の次に一条を加える改正規定、第三条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第一項及び第二条の二の改正規定、第四条中農業協同組合法第十一条の二の四の改正規定、同法第十一条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十一条の十の三の改正規定、同法第十一条の十二の二を同法第十一条の十二の三とし、同法第十一条の十二の次に一条を加える改正規定及び同法第九十二条の五の改正規定、第五条中水産業協同組合法第十一条第四項第二号及び第十一条の九の改正規定、同法第十一条の十の次に一条を加える改正規定、同法第十一条の十三第二項及び第十五条の七の改正規定、同法第十五条の九の二を同法第十五条の九の三とし、同法第十五条の九の次に一条を加える改正規定並びに同法第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百零一条の八第一項及び第一百零一条の五の改正規定、第六條中中小企業等協同組合法第九條の七の三及び第九條の七の四並びに第九條の七の五第二項の改正規定並びに同法第九條の九の次に二條を加える改正規定、第七條中信用金庫法第八十九條第一項の改正規定（「提供等」の下に、「指定紛争解決機関との契約締結義務等」を加える部分に限る。）、同法第二項の改正規定及び同法第八十九條の二の改正規定（第三十七條の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七條の六（書面による解除）を「第三十七條の五から第三十七條の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）」に改める部分に限る。）、第八條中長期信用銀行法第七條の二の改正規定（第三十七條の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七條の六（書面による解除）を「第三十七條の五から第三十七條の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）」に改める部分に限る。）、第九條中労働金庫法第九十四條第一項の改正規定（「提供等」の下に、「指定紛争解決機

改正規定、同法第七十九條の十三の改正規定並びに同法第五十六條の三十一の次に一条を加える改正規定、第二条中無尽業法目次の改正規定（第十三条を一「第十三条ノ二」に改める部分に限る。）、同法第九条の改正規定及び同法第二章第十三条の次に一条を加える改正規定、第三条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第一項及び第二条の二の改正規定、第四条中農業協同組合法第十一条の二の四の改正規定、同法第十一条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十一条の十の三の改正規定、同法第十一条の十二の二を同法第十一条の十二の三とし、同法第十一条の十二の次に一条を加える改正規定及び同法第九十二条の五の改正規定、第五条中水産業協同組合法第十一条第四項第二号及び第十一条の九の改正規定、同法第十一条の十の次に一条を加える改正規定、同法第十一条の十三第二項及び第十五条の七の改正規定、同法第十五条の九の二を同法第十五条の九の三とし、同法第十五条の九の次に一条を加える改正規定並びに同法第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百零一条の八第一項及び第一百零一条の五の改正規定、第六條中中小企業等協同組合法第九條の七の三及び第九條の七の四並びに第九條の七の五第二項の改正規定並びに同法第九條の九の次に二條を加える改正規定、第七條中信用金庫法第八十九條第一項の改正規定（「提供等」の下に、「指定紛争解決機関との契約締結義務等」を加える部分に限る。）、同法第二項の改正規定及び同法第八十九條の二の改正規定（第三十七條の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七條の六（書面による解除）を「第三十七條の五から第三十七條の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）」に改める部分に限る。）、第八條中長期信用銀行法第七條の二の改正規定（第三十七條の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七條の六（書面による解除）を「第三十七條の五から第三十七條の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）」に改める部分に限る。）、第九條中労働金庫法第九十四條第一項の改正規定（「提供等」の下に、「指定紛争解決機

関との契約締結義務等」を加える部分に限る。)、同条第二項の改正規定及び同法第九十四条の二の改正規定、第十條中銀行法第十二條の三を同法第十二條の四とし、同法第十二條の二の次に「一条を加える改正規定、同法第十三條の四の改正規定、同法第五十二條の二の五の改正規定(「第三十七條の五(保証金の受領に係る書面の交付)」、第三十七條の六(書面による解除)を「第三十七條の五から第三十七條の七まで(保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等)」に改める部分に限る。)、及び同法第五十二條の四十五の二の改正規定、第十一條中貸金業法第十二條の二の次に「一条を加える改正規定、同法第四十一條の七に「一項を加える改正規定、第十二條中保険業法目次の改正規定(「第二百五條」を「第二百五條の三」に改める部分に限る。)、同法第九十九條第八項の改正規定、同法第二編第三章中第五十五條の次に「二條を加える改正規定、同法第九十九條の改正規定、同法第二百四十四條第一項第三号の次に「二號を加える改正規定、同法第二百七十二條の十三の次に「一條を加える改正規定、同法第二百九十九條の次に「一條を加える改正規定及び同法第三百條の二の改正規定、第十三條中農林中央金庫法第五十七條の次に「一條を加える改正規定、同法第五十九條の三の改正規定、同法第五十九條の七の改正規定(「第三十七條の五、第三十七條の六」を「第三十七條の五から第三十七條の七まで」に改める部分に限る。)、及び同法第九十五條の五の改正規定、第十四條中信託業法第二十三條の次に「一條を加える改正規定並びに同法第二十四條の二及び第五十條の二並びに同法第二十九條の二及び第三十條の二並びに同法第三十條の五の改正規定、第十七條中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律目次の改正規定(「第十九條」を「第十九條の二」に改める部分に限る。)、及び同法第三章中第十九條の次に「一條を加える改正規定並びに附則第八條、第九條及び第十六條の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)
第十九條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)
第二十條 附則第二條から第五條まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。
附則 (平成二二年三月三十一日法律第一四号)
 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第三條中農業信用保証保険法第六十六條第一項及び第六十八條から第七十條までの改正規定並びに附則第十四條の規定、公布の日
 二 第二條中農業経営基盤強化促進法附則第八項及び第九項の改正規定並びに同法附則第三項を加える改正規定並びに附則第三條及び第九條の規定、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日
(政令への委任)
第十四條 附則第二條から第四條までに定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。
附則 (平成二三年五月二日法律第三九号) 抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五條第一項及び第四十七條並びに附則第二十二條から第五十一條までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。
(株式会社日本政策金融公庫法等の改正に伴う経過措置)
第五十條 附則第四十六條の規定の施行前に旧公庫法の規定によりした処分、手続その他の行為(旧公庫法第六十四條第一項第六号に掲げる事項に係るものに限る。)は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(罰則の適用に関する経過措置)
第五十一條 附則第一條ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
附則 (平成二五年六月二一日法律第五七号) 抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 附則第五條の規定、公布の日
(罰則に関する経過措置)
第四條 この法律(附則第一條第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置は、政令で定める。
(検討)
第六條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
附則 (平成二五年一月二二日法律第七六号) 抄
(施行期日)
第一條 この法律は、平成二六年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律(以下「新特別会計法」という。)の規定は、平成二六年度の予算から適用する。
附則 (平成二五年一月二二日法律第八四号) 抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、附則第六十四條、第六十六條及び第六十七條の規定は、公布の日から施行する。
(処分等の効力)
第六條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の規定によつてしたものとみなす。
(罰則に関する経過措置)
第六十一條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第六十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
附則 (平成二五年一月二三日法律第一〇三号) 抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 略
 二 附則第十七條の規定、薬事法等の一部を改正する法律(平成二五年法律第八十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日
附則 (平成二六年五月三〇日法律第四四号) 抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一條中金融商品取引法第八十七條の二第二項ただし書の改正規定並びに附則第十七條及び第十八條の規定、公布の日
 二 第一條中金融商品取引法目次の改正規定(「第八章 罰則(第九十七條―第二百九十一條)」を「第八章 罰則(第九十七條―

第二百九条の三) / 第八章の二 没収に関する手続等の特例(第二百九条の四)第二百九条の七) / に改める部分に限る。)、同法第四十六条、第四十六条の六第三項、第四十九条及び第四十九条の二、第五十条の二、第四項、第五十七条の二第五項、第五十七条の十七第二項及び第三項並びに第六十三條第四項の改正規定、同法第六十五条の五第二項の改正規定(規定(一)を「規定並びに」に、「罰則を含む」を「第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定(規定(一)を「規定並びに」に、「罰則を含む」を「第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定(規定(一)を「規定並びに」に、「罰則を含む」を「第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)、同法第二百九条の次に二条を加える改正規定、同法第八章の次に一章を加える改正規定並びに同法第二百十條第一項の改正規定並びに第二條(金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第三條の改正規定に限る。)、第三條(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二條第四項の改正規定(第三十八條の下に「(第七号を除く)」を加える部分に限る。))及び同法第二條の二の改正規定を除く。)、第四條(農業協同組合法第九十一條の二の四、第十一條の三及び第九十二條の五の改正規定を除く。)、第五條(消費生活協同組合法第十二條の三第二項の改正規定を除く。)、第六條(水産業協同組合法第十一條の九、第十五條の七及び第二百一十一條の五の改正規定を除く。)、第七條(中小企業等協同組合法第九條の七の五第二項の改正規定を除く。)、第八條(協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の二の改正規定を除く。)、第九條(投資信託及び投資法人に関する法律第九十七條及び第二百二十三條の三第一項の改正規定を除く。)、第十條(信用金庫法第八十九條の二の改正規定を除く。)、第十一條(長期信用銀行法第七條の二の改正規定を除く。)、第十二條(労働金庫法第九十四條の二の改正規定を除く。)、第十三條(銀行法第十三條の四、第五十二條の二の五及び第五十二條の四十五の二の改正規定を除く。)、第十四條、第十五條(保険業法第三百條の二の改正規定を除く。)、第十六條(農林中央金庫法第五十九條の三、第五十九條の七及び第九十五條の五の改正規定を除く。)、第十七條(信託業法第二十四條の二及び附則第二十七條の改正規定を除く。))及び

第十八條(株式会社商工組合中央金庫法第六條第八項及び第二十九條の改正規定を除く。)、第十九條(証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五號)附則第二十二條の改正規定を除く。)、第十五條(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七號)第六十三條第二項の改正規定(規定(一)を「規定並びに」に、「罰則を含む」を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。))及び第十五條(株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九號)第四十三條第二項の改正規定(規定(一)を「規定並びに」に、「罰則を含む」を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。))及び同条第四項の改正規定に限る。))の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
第十七條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定)の施行前には、当該規定以下この条において同じ)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第十八條 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要なら経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。
第十九條 政府は、この法律の施行後五年を目的として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
附則 (平成二六年六月二七日法律第九一號)抄
 この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
附則 (令和元年六月七日法律第二八號)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第三十條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則 (令和元年六月一四日法律第三七號)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第四十條、第五十九條、第六十一條、第七十五條(児童福祉法第三十四條の二十の改正規定に限る。)、第八十五條、第九十二條、第九十七條(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六條の改正規定に限る。)、第九十一條、第九十四條、第九十九條、第一百零二條、第一百零四條(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五條第六号の改正規定に限る。))及び第六十八條並びに次条並びに附則第三条及び第六條の規定 公布の日
 二 第三條、第四條、第五條(国家戦略特別区域法第十九條の二第一項の改正規定を除く。)、第二章第二節及び第四節、第四十一條(地方自治法第二百五十二條の二十八の改正規定を除く。)、第四十二條から第四十八條まで、第五十條、第五十四條、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十六條から第六十九條まで、第七十五條(児童福祉法第三十四條の二十の改正規定を除く。)、第七十六條、第七十七條、第七十九條、第八十條、第八十二條、第八十四條、第八十七條、第八十八條、第九十條(職業能力開発促進法第三十條の十九第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十五條、第九十六條、第九十八條から第一百零二條、第一百零四條、第九十九條、第一百零二條、第一百零三條、第一百零五條、第一百零六條、第一百零九條、第一百一十一條、第一百一十三條、第一百三十五條、第一百三十八條、第一百三十九條、第一百六十一條から第一百六十三條まで、第一百六十六條、第一百六十九條、第七十條、第七十二條(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九條第一項第一号の改正規定に限る。))並びに第七十三條並びに附則第十六條、第十七條、第二十九條までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

(行政庁の行為等に関する経過措置)
第二条 この法律(前条各号に掲げる規定)については、当該規定。以下この条及び次条において同じ)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格事項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。))に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第七條 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六號)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八號)における法人の役員資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目的として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。
附則 (令和元年二月一一日法律第七一號)抄
 この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第九條中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九條の改正規定(「第六十八條第二項」を「第八十六條第一項」に改める部分に限る。)、第二十一條中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六條第二項及び附則第四條の改正規定、第四十一條中保険業法附則第一條の二の十四第一項の改正規定、第四十七條中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六條第一項の改正規定、第五十一條中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七條の改正規定、第七十八條及び第七十九條の規定、第八十九條中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六條第一項の改正規定並びに第二百二十四條及び第二百二十五條の規定 公布の日
附則 (令和二年六月五日法律第四〇號)抄

<p>十 指定地域内において、当該施設の改良、造成 林漁業資源を公衆の保健の用に供するためのかつ低利の資金であつて農林漁業の振興に資するものをするを困難とするもののうち主務大臣の指定するもの（中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）</p>	<p>四十 中小企業者 事業の振興に必要な資金（特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従つて貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものに限る。）</p>	<p>五十 信用保証協会 その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金</p>	<p>別表第二（第十一条関係） 一 国民一般特定金融機関等が金銭を支払い、これに對してあらかじめ定められた別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者の信用状態に係る事由が発生した場合において公庫が金銭を支払うことを約する取引（当該事由が発生した場合において、国民一般特定金融機関等が特定国民一般貸付債権又は特定国民一般社債を移転することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引を行うこと。 二 農林漁業特定金融機関等が金銭を支払い、これに對してあらかじめ定められた農林漁業者の信用状態に係る事由が発生した場合において公庫が金銭を支払うことを約する取引（当該事由が発生した場合において、農林漁業特定金</p>
---	--	---	--

<p>三 特定中小企業貸付債権に係る貸付けを行った中小企業特定金融機関等からの当該特定中小企業貸付債権の譲受け及び特定中小企業社債（中小企業者が新たに発行するものに限る。）の取得を行った中小企業特定金融機関等からの当該特定中小企業社債の全部の取得を行うこと。</p>	<p>四 特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債に係る債務の一部の保証を行うこと。</p>	<p>五 中小企業特定金融機関等が金銭を支払い、これに對してあらかじめ定められた中小企業者の信用状態に係る事由が発生した場合において公庫が金銭を支払うことを約する取引（当該事由が発生した場合において、中小企業特定金融機関等が特定中小企業貸付債権又は特定中小企業社債を移転することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引を行うこと。</p>	<p>六 特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債（これらの信託の受益権を含む。）を担保とする債券その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下「特定資産担保証券」という。）であつて特定目的会社等が発行するものに係る債務の保証を行うこと。</p>	<p>七 特定資産担保証券であつて特定目的会社等が発行するものの取得を行うこと。</p>	<p>八 特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債を中小企業特定金融機関等が特定信託をする場合における当該特定信託の受益権その他これに準ずる信託の受益権として主務省令で定めるものの当該中小企業特定金融機関等からの取得を行うこと。</p>	<p>八 主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人が特定目的会社等及び信託会社等に対して行う貸付け（特定売掛金債権等又はこれらの信託の受益権について特定目的会社等が中小企業者からの譲受けを行う場合における当該特定目的会社等に対する当該譲受けのために必要な資金及び特定売掛金債権等について信託会社等が中小企業者からの信託の引受けを行う場合における当該信託会社等に対する当該信託の引受けのために必要な資金の貸付けに限る。）に係る債務の保証（債務を</p>
---	--	---	---	--	--	--

<p>八 特定売掛金債権等又はこれらの信託の受益権の譲受けを行う場合における当該特定目的会社等に対する当該譲受けのために必要な資金及び特定売掛金債権等について信託会社等が中小企業者からの信託の引受けを行う場合における当該信託の引受けのために必要な資金の貸付けを行うこと。</p>	<p>九 前各号に掲げる業務又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務と密接な関連を有する業務のうち、次に掲げるもの 一 金銭の特定信託及び当該特定信託の受益権の全部又は一部の譲渡を行うこと。 二 特定目的会社等の優先株式（その発行の時において議決権を行使することができない事項のない株式であつて、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。）及び優先出資（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第五項に規定する優先出資をいう。）の取得並びに一般社団法人に対する基金の拠出を行うこと。 三 信託会社等及び特定目的会社等に対する貸付けを行うこと。 四 公庫に對して資金の貸付けに係る債務を有する者（別表第一第十四号の中欄に掲げる者以外の者）に對しては、中小企業者又は中小規模の事業者として主務省令で定めるものに限る。）の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためにするものを行うこと。</p>	<p>注 この表における用語については、次に定めるところによる。 (1) 「国民一般特定金融機関等」とは、別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対するそれぞれこれらの号の下欄に掲げる資金の貸付け又は同表第一、第三号、第四号、第六号及び第七号の中欄に掲げる者がそれぞれこれらの号の下欄に掲げる資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）(3)、(4)、(6)、(7)及び(9)において同じ。）の取得を行う金融機関その他の法人のうち、主務省令で定めるものをいう。</p>	<p>(2) 「特定国民一般貸付債権」とは、国民一般特定金融機関等が別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して行う、それぞれこれらの号の下欄に掲げる資金の貸付けに係る貸付債権をいう。 (3) 「特定国民一般社債」とは、別表第一第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号の中欄に掲げる者が、それぞれこれらの号の下欄に掲げる資金を調達するために新たに発行する社債であつて農林漁業者が發行する社債の取得を行う金融機関その他の法人のうち、主務省令で定めるものをいう。 (4) 「農林漁業特定金融機関等」とは、農林漁業者に對する貸付け又は農林漁業者が發行する社債の取得を行う金融機関その他の法人のうち、主務省令で定めるものをいう。 (5) 「特定農林漁業貸付債権」とは、農林漁業特定金融機関等が農林漁業者に對して行う貸付けに係る貸付債権をいう。 (6) 「特定農林漁業社債」とは、農林漁業者が新たに発行する社債であつて農林漁業特定金融機関等が応募その他の方法による取得を行うものをいう。 (7) 「中小企業特定金融機関等」とは、中小企業者に対する貸付け又は中小企業者が發行する社債の取得を行う金融機関その他の法人のうち、主務省令で定めるものをいう。 (8) 「特定中小企業貸付債権」とは、中小企業特定金融機関等の中小企業者に対する事業の振興に必要な長期の資金の貸付けに係る貸付債権をいう。 (9) 「特定中小企業社債」とは、中小企業者が事業の振興に必要な長期の資金を調達するために発行した社債であつて中小企業特定金融機関等が応募その他の方法により取得したものをいう。 (10) 「特定目的会社等」とは、資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社及び同条第二項に規定する資産の流動化に類する行為を行うものとして主務省令で定める法人をいう。</p>	<p>(10) 「特定目的会社等」とは、資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社及び同条第二項に規定する資産の流動化に類する行為を行うものとして主務省令で定める法人をいう。</p>
---	---	---	---	---

<p>(2) 「特定国民一般貸付債権」とは、国民一般特定金融機関等が別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して行う、それぞれこれらの号の下欄に掲げる資金の貸付けに係る貸付債権をいう。 (3) 「特定国民一般社債」とは、別表第一第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号の中欄に掲げる者が、それぞれこれらの号の下欄に掲げる資金を調達するために新たに発行する社債であつて農林漁業者が發行する社債の取得を行う金融機関その他の法人のうち、主務省令で定めるものをいう。 (4) 「農林漁業特定金融機関等」とは、農林漁業者に對する貸付け又は農林漁業者が發行する社債の取得を行う金融機関その他の法人のうち、主務省令で定めるものをいう。 (5) 「特定農林漁業貸付債権」とは、農林漁業特定金融機関等が農林漁業者に對して行う貸付けに係る貸付債権をいう。 (6) 「特定農林漁業社債」とは、農林漁業者が新たに発行する社債であつて農林漁業特定金融機関等が応募その他の方法による取得を行うものをいう。 (7) 「中小企業特定金融機関等」とは、中小企業者に対する貸付け又は中小企業者が發行する社債の取得を行う金融機関その他の法人のうち、主務省令で定めるものをいう。 (8) 「特定中小企業貸付債権」とは、中小企業特定金融機関等の中小企業者に対する事業の振興に必要な長期の資金の貸付けに係る貸付債権をいう。 (9) 「特定中小企業社債」とは、中小企業者が事業の振興に必要な長期の資金を調達するために発行した社債であつて中小企業特定金融機関等が応募その他の方法により取得したものをいう。 (10) 「特定目的会社等」とは、資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社及び同条第二項に規定する資産の流動化に類する行為を行うものとして主務省令で定める法人をいう。</p>	<p>(10) 「特定目的会社等」とは、資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社及び同条第二項に規定する資産の流動化に類する行為を行うものとして主務省令で定める法人をいう。</p>
---	---

<p>1 森林の取得に係るもの</p>	<p>三 林業経営の改善のためにする森林（森林とする土地を含む。1において同じ。）の取得若しくは森林の保育その他の育林に必要な次に掲げる資金であつて主務大臣の指定するもの又は別表第一第八号の下欄のナに掲げる資金であつて育林期間中における林業経営の改善のために必要な次に掲げるものうち主務大臣の指定するもの</p>	<p>2 当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行われるものである場合における当該資金</p>	<p>る額に満たない場合に於ける当該資金については、年</p>
<p>五分） 金に は、 年</p>	<p>年 三分二 五厘 十 五厘 十 五年</p>	<p>年 六分二 五厘 十 三年</p>	<p>は、年七 つ、い る資 ネに の下 一第 （別 五厘</p>

<p>1 2に掲げる資金以外のもの</p>	<p>五 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十七条又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二十一条に規定する資金に該当する次に掲げる資金であつて、別表第一第八号の下欄のヨ、ネ若しくはナに掲げるもの又は果樹の植栽若しくは育成、指定永年性植物の植栽若しくは家畜の購入に必要なものうち、主務大臣の指定するもの</p>	<p>4 1から3までに掲げるもの以外のもの</p>	<p>3 漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成又は取得に係るもの</p>	<p>2 漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備に係るもの</p>	<p>1 漁船の改造、建造又は取得に係るもの（3に掲げるものを除く。）</p>	<p>四 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第九条各号に規定する資金に該当する次に掲げる資金であつて別表第一第八号の下欄のヨ、レ、ソ、ネ又はナに掲げるものうち主務大臣が指定するもの</p>	<p>3 別表第一第八号の下欄のナに掲げる資金</p>	<p>2 森林の保育その他の育林に係るもの</p>
<p>（据置期間中は、五年四分五年）</p>	<p>年 五分二 八年</p>	<p>年 五分 十三年</p>	<p>年 六分十 三年</p>	<p>年 五分十 五年</p>	<p>年 三分十 三年</p>	<p>年 六分十 三年</p>	<p>年 五分 十三年</p>	<p>年 五分 二十二年</p>

<p>2 当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行われるものである場合における当該資金</p>	<p>る額に満たない場合に於ける当該資金については、年</p>
<p>は、年七 つ、い る資 ネに の下 一第 （別 五厘</p>	<p>年 六分二 五厘 十 八年</p>